

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(概要)

1 指導監督基準の趣旨

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、特殊法人等のうち、「特別の法律により設立される民間法人」(=民間法人化された「特殊法人等」)に移行したものについて、事業、役員人事、ディスクロージャー等運営全般にわたる政府としての統一的な指導基準を定めたもの。

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)(抄)

特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項

2 民営化

(3) 民間法人化された特殊法人・認可法人

八 公益法人に対する指導監督基準の在り方を踏まえ、役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定する。

特に、監査役員については、関係省庁以外の者及び外部の者の登用に努める。

2 指導監督基準の対象

【特別の法律により設立される民間法人】

民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人(地方公共団体が設立主体となる法人を除く。)

3 指導監督基準の概要

(1) 事業に関する基準

法人の事業の経常的運営に要する経費は、事業による自己収入で賄われ、国又はこれに準ずるものからの補助金等に依存していないこと。

制度的独占となる事務・事業を行っている場合は、法人の従たる事務・事業にとどまっていること。その場合、法令又は定款等に基づき行為規制を課す等独占の弊害を克服するための十分な措置が講じられていること。

本来業務において手数料等の対価を徴収する場合は、その対価の額が適正なものとなっており、かつその対価の額及び算定根拠がインターネットで公表されていること。また、当該事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。

法令の規定に基づいて検査等の事務・事業を行う場合には、所管府省において、その検査等の基準が客観的に明確なものとされていること。

その他法人の事業の外注の適正化、法人の事業に携わる役職員の規律確保 等

(2) 機関に関する基準

役員の在任年齢について、独立行政法人、公益法人等における取扱いを踏まえ、適切な規程が整備されていること。

監査役員以外の役員のうち、所管する官庁の出身者が占める割合は、役員現行数の3分の1以下となっていること。監査役員に、可能な限り関係省庁以外の者及び外部の者を登用していること。

役員の報酬等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与等や民間の役員の報酬等の水準と比べて不当に高額に過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなっていること。支給基準が一般の閲覧に供されるとともに、インターネットにより公表されていること。

評議員会、経営委員会等法人外部の者を含めた第三者的性格を有する機関において、法人の業務実績の評価が行われていること。

その他役員会や総会の適正な運営 等

(3) 財務及び会計に関する基準

企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。

収支決算額が概ね50億円以上の法人の法人において、公認会計士による監査を受けるよう努めていること。

その他余裕金の運用の適正化、引当金等の透明化 等

(4) 株式の保有等に関する基準

法定の資金供給業務の場合及び財産の管理運用である場合を除き、公益法人、株式会社等への基金拠出及び出資を、原則行っていないこと。

公益法人、株式会社等への出資等（議決権比率等が20%以上のもの）を行っている場合は、毎事業年度の事業報告書に拠出・出資先の概要が記載されていること。法人の委託先で、その収入に占める当該法人からの収入の割合が3分の2以上となっているものがある場合も同様とすること。 等

(5) 情報公開に関する基準

業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えて置き、閲覧に供していること。また、インターネットによりこれらを公表すること。

法人の役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。

その他法人に対する補助金等の状況の各府省ホームページへの掲載等 等

(6) 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

所管官庁は、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理すること。

所管官庁は、所管法人の事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行い、その状況を公表すること。

また、所管官庁は、社会経済情勢の変化を踏まえ、法人の事務・事業の必要性、補助金等の政策的必要性、当該法人の設立の基礎となる特別の法律の必要性等について、概ね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき、特別の法律の改廃を含め所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表すること。これらの見直しについては、いずれも初回の見直しを平成17年度末までの集中改革期間内に実施すること。等

本基準に適合しない法人に対しては、当該法人に対する本基準の適用後原則3年以内に本基準に適合するよう指導